

包括連携協定書

公益社団法人日本駆け込み寺（以下「甲」という。）と一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクト（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 家庭や学校、仕事場に居場所がなく、社会との繋がりが乏しい全国の青少年が抱える悩みに対して重層的な支援を行い、犯罪の被害者や加害者になることを未然に防ぎ、もって、課題の根本的な解決を目指すことへの取組みに関して、双方が持つ資源や特長を生かしながら連携協力する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努める。具体的な取組み内容に関しては都度協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携事項に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、甲及び乙が特段の意思表示をしない限り、満了日の翌日から3年間継続するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲と乙が協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

（1）暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと

（2）反社会的勢力であると知り得たものとの関係を一切遮断していること

（3）将来にわたり、反社会的勢力であると知り得たものとの関係を遮断すること

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（3）その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年2月28日

甲 東京都新宿区歌舞伎町2丁目42-3 林ビル1F
公益社団法人日本駆け込み寺

代表理事

印

乙 大阪府中央区天満橋京町1番27号ファラン天満橋5階53号室
一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクト

代表理事

印